飯豊町国土利用計画

（第五次）

（案）

令和　４年　１月

山形県飯豊町

前　文

この計画は、国土利用計画法第８条の規定に基づき、飯豊町の区域における国土（以下「町土」という。）の利用に関する基本的事項について、山形県国土利用計画（令和３年３月）を基本とし、第５次飯豊町総合計画（令和３年３月）の基本構想に即して定めるものです。

なお、この計画は、社会情勢の変化等に対応し、必要に応じて見直しを行うものとします。

**目　　　　　　次**

**Ⅰ．町土の利用に関する基本構想**

１．町土利用の基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

２．町土利用の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

３．利用区分別の町土利用の基本方向　・・・・・・・・・・・・・・　４

**Ⅱ．町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要**

１．町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標　・・・・・・・・・　７

２．地域別の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

**Ⅲ．Ⅱに掲げる事項を達成するために必要な措置の概要**

１．公共の福祉の優先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

２．土地利用に関する法律等の適切な処理　・・・・・・・・・・・・１０

３．地域整備計画の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

４．自然環境の保全と住民の暮らしとの調和　・・・・・・・・・・・１０

５．持続可能な土地利用の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

６．災害に強い安全・安心な土地利用の推進　・・・・・・・・・・・１０

７．土地の有効利用の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

８．土地利用の転換の適正化　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

飯豊町の概況

本町は、昭和33年に飯豊村が中津川村を編入合併し、飯豊町となり現在に至ります。山形県の南西部に位置し、総面積329.41㎢の農山村であり、町内の8割以上を緑豊かな山林が占め、飯豊連峰から流れる清流置賜白川が町を縦断して最上川に注ぎ、その扇状地には、稲作地帯が広がっています。また、田園地帯に散在する屋敷林に囲まれた住宅が広がる特徴的な景観の「田園散居集落」が美しい景観を形成しており、明治11年に横浜から北海道まで旅をした英国の旅行家「イザベラ・バード」は、この田園風景を自署「日本奥地紀行」の中で「鍬で耕したというより鉛筆で描いたように美しい。実り豊かに微笑する大地であり、東洋のアルカディア（桃源郷）である。」と称しています。

本町の立地条件は福島会津、喜多方からの玄関口として、また仙台・新潟間の中間点に位置し、その、優位な立地条件を生かし、単に通過地点とならないよう新たな地域資源の発掘と活用により、交流人口・関係人口の増加を図っていく必要があります。

町土利用の課題と今後の方向性

　本町は少子高齢化や人口の町外流出により人口減少が加速しています。人口は令和2年（2020）年国勢調査では6,613人となっており、昭和40（1965）年の13,817人と比較し、55年間で7,204人減少し、年間約130人ずつ減少しています。人口減少により中山間地域においては荒廃農地の増加や管理不足による森林の荒廃が見られ、さらに、町内全域で空き家等の増加や低未利用地の増加も見られるなど、これまでと同様の管理が困難になっています。今後は人口減少社会における適切な土地利用と管理を図る必要があります。

　また、気候変動の影響により、局地的豪雨が多発するなど、水害、土砂災害等が更に頻発化、激甚化することが懸念されます。今後の自然災害に備え、被害が最小限となるよう、森林や農地の有する洪水防止機能、土砂災害防止機能等を持続的に機能させ、自然生態系の有する防災・減災機能の活用を積極的に行う必要があります。

　自然環境と景観においては、本町は県内でも屈指の豪雪地帯であり、冬期間の厳しい北西風を防ぐため屋敷林を植えて防風や防雪に備えてきました。農山村の営みの中で長い間風雪に耐え、守り育て、受け継がれた田園散居集落は、町の貴重な景観財産となっています。先人たちが築き、守り続けた最上川源流から田園散居集落までの美しい景観や農村文化を次世代に継承する意志を持ち、保全・整備に努めていく必要があります。

　さらに、近年メガソーラー発電等、大規模開発による土砂災害、水源汚濁、生態系への悪影響が全国的に問題視されています。再生可能エネルギーの必要性も踏まえつつ、本町の自然・生活環境や景観の公益性と比較衡量し、地域住民の同意を得ることで、開発と自然環境及び景観との調和を図ることも重要です。

　本町のこれからの発展を支える土地政策については、改めて地域資源を見直し、農山村での暮らしの原点に立ち返り、人と自然が調和した持続可能な社会の仕組みづくりに取り組んでいくことが重要となってきます。

Ⅰ　町土の利用に関する基本構想

　町土利用の基本方針とその基本的な考え方及び方向を次のように定めます。

１　町土利用の基本方針

　　　町土は、町民の生活や生産など諸活動の基盤であり、町民共有の財産です。

　　　また、現在と将来の町民のための限られた資源であることから、町土の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本とし、総合的かつ計画的に行うものとします。

　２　町土利用の基本的な考え方

　　⑴　人口減少社会における町土の適切な利用と管理

　　　　人口減少に伴い、低未利用地や空き家の増加等による町土の管理水準が低下していることや、中山間地域での荒廃農地等の増加により、集落の維持や自然資源の有する土地の多面的機能の低下が危惧されています。

　　　　このため、地域の状況を踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の機能集約を強化した「小さな拠点」づくりを推進します。

　　　　また、荒廃農地等は担い手への集積・集約化、大区画化することによって適切な土地利用を図ります。

　　⑵　災害に強い安全・安心な町土づくり

　　　　近年、気候変動等の影響により、豪雨災害等の自然災害は頻発化、激甚化していることから、町土における災害リスクは増加傾向にあります。

　　　　本町の広大な森林と置賜白川等の河川は貴重な恵みを与える資源であると同時に、災害の要因となり得ることから、関係機関と協力した適切で持続的な管理が必要です。

　　　　このため、「グリーンインフラ」など自然の機能を活用した社会資本整備や土地利用にも着目し、行政のみならず、町民や民間企業・団体が協働・連携し、一体となって、自然と共生した安全・安心なまちづくりの実現を図ります。

　　⑶　次世代に受け継ぐ優れた自然環境と美しい景観

　　　　本町は豊かな自然環境と田園散居集落を織りなす美しい景観を有しているものの、人口減少による集落の荒廃、気候変動による自然環境の悪化により、自然環境と美しい景観の維持が困難になる恐れがあります。

　　　　美しい自然環境と景観を次世代に受け継ぐため、森林資源の価値に着目し、広葉樹の用材としての活用や木質バイオマスによる再生可能エネルギーの導入促進を図り、資源循環型社会の構築と持続可能な土地利用に取り組みます。

　３　利用区分別の町土利用の基本方向

⑴　農用地

農用地については、農業が本町における主要な産業の一つとして地域経済の維持、発展を支えており、産業振興や所得向上の基盤として優良農用地の確保に努めていきます。また、農用地は、町土や自然環境の保全、水源涵養のほか、地域社会の維持と安らぎのある住民生活を維持する公益的・多面的な役割を担っていることを踏まえ、その機能の持続的な維持に努めていきます。

　　　　ただし、農業に従事する農業者の高齢化が顕著であり、担い手の確保が急務な状況の中で、現実的に耕作できない農家が現れており、里山の裾野や集落内においても農用地が荒廃化してきていることから、農地の集積・集約化など将来を見据えた土地利用を考える必要があります。さらに、農山村は歴史や伝統に培われた資源豊富な空間であり、それ自体が風土に根ざした産業を生み出す潜在的価値を保有しています。その基本となるのが農用地であり、その保全及び有効利用を多様な主体と連携、協働により取り組んでいきます。

⑵　森林

森林については、町土の保全、水源涵養、土砂流出防止、さらには緑の景観や保健休養及びレクリエーションの場の提供といった多面的機能を有しているとともに、温室効果ガス吸収源としての役割、また、再生可能エネルギーの原材料としての役割が期待されています。

そのため、森林環境譲与税ややまがた緑環境税を活用しながら、木を守り、育て、使うことで木の経済的価値を再構築し、荒廃が続く森林の適正な維持・管理に努めます。

さらに、川上から川下までの諸課題を一体的にとらえ、町内森林面積の約８割を占める広葉樹利用を中心とした林業にシフトしていくことで、将来にわたり持続可能な森林づくりを進めます。

⑶　原野

　　　　湿原等については、自然環境の保全に努めます。その他の原野については、環境の保全に配慮しつつ、近接する利用区分に準じ、一体的な利用を図ります。

⑷　水面・河川・水路

　　　　水面と河川については、自然の水質浄化作用、魚類など生物の多様な生息・生育環境、潤いのある水辺環境など多様な機能の維持・向上を図るとともに、災害防止などに配慮した整備を行い、安全で多目的な利用を図ります。

　　　　また、より安定した水供給のため、これまで同様、水資源の確保を図ります。

　　　　水路については、農業用用排水路の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。

⑸　道路

　　　　一般道路については、地域間の交流・連携を促進し、町土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。

　　　　整備に当たっては、人に優しい道づくりのため、道路の安全性、快適性の向上並びに防災機能向上や地域の文化及び環境の保全に十分配慮します。

　　　　農林道については、農林業の生産性向上並びに農用地・林地の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通して、既存用地の持続的な利用を図ります。

⑹　宅地

　　　　住宅地については、安全で快適な住生活の実現及び秩序ある土地利用の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅の質の向上を図るとともに、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図ります。用地の確保に関しては空き家等、既存ストックの有効活用を図ります。

　　　　工業用地については、環境の保全等に配慮し、新産業の集積を進め、雇用の創出、町民所得の向上、地域人口の定住化を図り、町土の均衡ある発展を目指します。グローバル化、情報化の進展等に伴う産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況、地域産業活性化の動向などを踏まえ、工場内緑地等の保全にも配慮しながら、工業生産に必要な用地の確保を図ります。

⑺　公用・公共施設用地

　　　　文教施設、公園・緑地、環境衛生施設、厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地については、町民生活上の重要性とニーズの多様性を踏まえ、景観及び環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図ります。

⑻　レクリエーション用地

　　　　レクリエーション用地については、町民の価値観の多様化や観光の振興、自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域の振興等を総合的に考慮して、計画的な整備と有効利用を進めます。

　　　　その際、森林、河川などの余暇空間としての利用や施設の適切な配置に配慮します。

⑼　低未利用地

低未利用地に関しては、交流拠点となる公園・緑地や災害時等の避難地となるオープンスペース等としての利活用を図ります。

中山間地域における荒廃農地については、再生可能なものは、所有者等による適正な管理に加えて、多様な主体の参画により、農地として積極的に活用し、再生困難な場合は、地域の実情に応じて、自然環境の再生を含めた森林や農地以外への転換を図ります。

Ⅱ　町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

１　町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

町土の利用の基本構想に基づく令和１２年の利用区分ごとの規模の目標は次のとおりです。



⑴　計画の目標年次は令和１２年とし、基準年次は令和元年とします。

⑵　町土の利用に関して基礎的な前提となる人口は、令和１２年において　　５，７４８人と想定します。

⑶　町土の利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他とします。

　⑷　目標の数値については、今後の社会経済の不確定さなどを踏まえ、弾力的に理解されるべき性格のものです。

　　　（注）人口については、国立社会保障・人口問題研究所推計準拠の数値を計上。

２　地域別の概要

　　地域の区分は、各地域の自然的、社会的、歴史的諸条件を勘案して、９つの区分とします。

第５次飯豊町総合計画の地区別計画に掲げられた各地区の将来像は以下のとおりです。

　⑴　中地区

　　　中地区を代表する景観である「田園散居集落」は農村の営みのなかで長い間、守り育て・受け継がれた貴重な景観財産です。その歴史と誇りある伝統文化、そして人と人の絆を次世代へと継承し、自主防災組織体制を機能させ、安心して３世代が暮らしやすい地域をつくります。

　⑵　萩生地区

地域コミュニティが活性化し、和やかな活気ある地域を目指します。

最先端科学技術が地域に溶け込み、子どもの未来を育む地域を目指します。

歴史と伝統と文化・屋敷林のある田園散居村を育む地域を目指します。

　⑶　黒沢地区

　　　子どもからお年寄りまで自然豊かな黒沢でいつまでも笑って暮らせる、世代間でお互いの大変なところを支え合える、思いやりあふれる黒沢地区を目指します。

　⑷　椿地区

　　　田園、散居集落、里山の景観、今も残る伝統・文化を絶やすことなく次世代へとつなぎ、地区民一人ひとりが安心して毎日を生き生きと過ごせる椿地区を目指します。

　⑸　小白川地区

　　　やまがた百名山に選定され、来訪客が増加しつつある地域の宝「置賜天狗山」の魅力を改めて見つめ直し、地区民はもとより、来訪客との交流など地域内外の人々が集い、語り合える交流拠点を整備し、それを核とした地域活性化を目指します。

また「天狗のように鼻高々と誇れる地域」を目指し、子ども獅子の育成など伝統芸能の継承に注力し、次世代へ大切につないでいきます。さらに、地域に暮らす人々が、支え合いながら健康で安心して暮らせる地域を目指します。

　⑹　東部地区

　　　心安らぐ田園風景とあたたかな地域のつながりが、「住んで良かった」、「訪れて良かった」と実感できる地区を目指します。

丘陵地帯である眺山の豊かな里山と、白川が育む豊かな田園地帯を大切に守り育てていきます。また、みどり豊かに恵まれた住環境のなかで住民が豊かに安心して生活し、地域全体で子どもを守り育てる地域を目指します。

水芭蕉や桜回廊、松岡文殊堂、獅子舞などの豊かな地域資源を継承し、地域住民の連携と自主的な活動が、地域の伝統文化を守り、景観の保全や農林業の活性化を支える地域を目指します。

⑺　手ノ子地区

　　　小さな拠点が機能して住みやすい手ノ子を目指します。

さらに、手ノ子はとってもいいところという人が多くなる、手ノ子産米沢牛を提供する店が手ノ子にできる、手ノ子に人が増える、雪室を利用して高収益の農業ができる、部会活動がさらに充実している地区を目指します。

　⑻　高峰地区

住民相互に助け合いの気持ちを持って「ゆいの里」を継承し、一人ひとりが生き生きと笑顔で輝く高峰の実現を目指します。

　⑼　中津川地区

中津川地区は、本物の豊かな暮らしができる地域として、自給自足・自立できる地区となること目指します。そのため、豊富な地域資源を生み出す人と自然（山、里、川、雪）を生かしながら、自給自立圏構想に基づく「中津川村民協同組合（仮）」または「中津川むらづくり会社（仮）」の設立を目指します。

Ⅲ　Ⅱに掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

　　Ⅱに掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は次のとおりです。

１　公共の福祉の優先

　　土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努めます。このため、各種規制措置、誘導措置等を通して総合的な対策を実施し、県計画など土地利用の諸計画との調和のもと均衡ある発展を図ります。

２　土地利用に関する法律等の適切な処理

　　国土利用計画法及び土地利用関係法（農業振興地域の整備に関する法律、農地法、森林法、自然公園法等）の適切な運用により、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保を図ります。

３　地域整備計画の推進

　　第５次飯豊町総合計画の基本構想に掲げる将来像である「田園の息吹が暮らしを豊かにするまち」を実現するため、基本構想の施策の大綱に基づき町土の均衡ある発展を図るため、計画的な土地利用を推進します。

４　自然環境の保全と住民の暮らしとの調和

　　森林や河川等の豊かな自然環境と田園散居集落を織りなす美しい景観を有する町土の保全と安全の確保のため、地形等の自然条件と土地利用との整合性を図り、自然環境と暮らしが調和した土地利用を図ります。

５　持続可能な土地利用の推進

町土の約８４％を占める山林を活用した用材生産やバイオマス等の再生可能エネルギーの利用促進による、資源循環型社会の構築を図ります。

また、エネルギーの地産地消による取り組みを推進し、ゼロカーボン社会の実現による、持続可能な土地利用の推進を図ります。

　　なお、再生可能エネルギーの施設整備に当たっては、地域住民との適切な合意形成を行うことを前提とし、開発と自然環境の調和を図ります。

６　災害に強い安全・安心な土地利用の推進

地球温暖化が原因とみられる気候変動により、近年は自然災害が頻発化かつ激甚化する危険性が高まっています。

　　自然災害による被害が最小限となるよう、森林や農地の有する洪水防止機能、土砂災害防止機能等の持続的な活用を図ります。

　　また、ハザードマップを生かした適切な土地利用と管理を図り、地域の防災力を高めます。

７　土地の有効利用の促進

　⑴　農用地

　　　農用地については、効率的かつ安定的な農業経営を営むため、生産性の向上を図るとともに、荒廃農地の有効利用の促進と発生防止に努めます。

　⑵　森林

　　　森林については、その多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な整備・保全を図ります。

　⑶　水面・河川・水路

　　　水面・河川・水路については、治水・利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のための必要な水量と水質の確保を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間の形成を図ります。

　⑷　道路

　　　道路については、幹線道路や生活道路の体系的な道路整備を推進するとともに、適切な維持管理に努め、安全で快適な交通環境を整備します。

　⑸　宅地

　　　住宅地については、宅地需要に対応するため、適正規模の新たな宅地の供給を促進するとともに、空き家や低未利用地の活用を進めます。

８　土地利用の転換の適正化

　⑴　土地利用の転換を図る場合は、転換を行うことにより元の土地利用の状況へ戻すことが困難であること及び影響の大きさに十分留意し、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととします。

　⑵　森林の利用転換については、森林資源の維持並びに自然環境及び景観の保全に十分配慮するとともに、二酸化炭素の吸収や洪水調節、水源涵養などの森林の持つ多様な公益的機能に及ぼす影響を考慮し、周辺地域における土地利用との調整を図りながら慎重に行うものとします。

　⑶　農用地の利用転換については、食料生産の確保、農業経営の安定、地域農業、田園景観に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図り、農地転用許可制度等の適切な運用を図ることにより、優良農用地の確保に努めます。

　⑷　大規模な利用転換については、その影響が広範であることから、周辺地域を含め十分な調査等を行い、地域住民の意向に配慮するとともに、町土の保全と安全性の確保、景観の保全等に留意しながら、適正な土地利用の確保を図ります。